

平成 27 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 クレアホールディングス(株)  
代表者名 代表取締役社長 黒田 高史  
(コード番号 1757 東証第2部)  
問合せ先 取締役 岩崎 智彦  
(TEL. 03-5775-2100)

### 第三者割当による第23回新株予約権の募集発行に関するお知らせ

当社は、平成27年5月26日開催の取締役会において、当社グループの事業再構築に向けた資金の調達を目的として、第三者割当（以下、「本件第三者割当」といいます。）の方法による第23回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行に係る募集を行うことについて決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

#### 1. 募集の概要

##### 第23回新株予約権

(1) 割当日	平成 27 年 6 月 29 日
(2) 新株予約権の総数	568,500 個（1 個当たりの目的株式数 100 株）
(3) 発行価額	総額 41,955,300 円（新株予約権 1 個当たり 73.8 円）
(4) 当該発行による潜在株式数	56,850,000 株
(5) 資金調達の額	2,372,805,300 円 (内訳) 新株予約権発行分 41,955,300円 新株予約権行使分 2,330,850,000円
(6) 行使価額	41 円
(7) 行使期間	平成 27 年 6 月 29 日から平成 29 年 6 月 28 日
(8) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当により、EVO FUND に全て割当てる。
(9) その他	前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、及び平成 27 年 6 月 26 日開催予定の当社定時株主役会において承認されることを条件とします。

(注) 本新株予約権の特徴

(1) 行使価額及び対象株式数が固定されている。

発行当初から行使価額は、41円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から 56,850,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

## (2) 取得条項

当社は、本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して本新株予約権の行使価額の200%を超過した場合に当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」といいます。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

## (3) 譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

## 2. 募集の目的及び理由

### (1) 当社事業の取り組み状況について

当社グループは、戸建て住宅の建設事業を事業母体としておりますが、赤字体質からの脱却を目指して同事業を縮小し、同業他社により施工を行う事業形態に転換を図るとともに、リフォーム・メンテナンス工事及び給排水管設備工事等の事業による住宅の総合メンテナンス分野に注力してきました。

また、当社が新たな成長事業として、再生可能エネルギーへの投資を促進するための20年間にわたる一定価格による電力買取を保証する固定価格買取制度、及び再生可能エネルギーへの投資減税導入等の国策による太陽光発電業界を含む新たなエネルギー業界の急成長を鑑み、太陽光事業に取り組んできました。

当初、一般住宅向けの太陽光発電モジュール・システムの販売を企図しておりましたが、事業拡大を模索する中で、当社グループ自らが太陽光発電施設建設に携わり、先行して建設用地を確保し、施設を建設・販売するビジネスモデルを展開し、当社ライツ・オファリング（平成25年3月15日決議）、当社第三者割当増資（平成26年3月5日決議）による調達資金を活用し、これまでに売上高約483百万円を計上しました。なお、第三者割当増資による調達資金は、既に全額充当済みであり、ライツ・オファリングによる調達資金の現時点残額（約250百万円）につきましては、当社グループ太陽光事業において、現在検討中の案件、および今後新たに調査・検討する案件から候補地を選定し、その取得費用の一部に充当する予定です。

しかしながら、太陽光エネルギーに対する国策及び電力会社の姿勢の変化が近年顕著になってきており、固定価格買取制度につきましては、施行後の再生可能エネルギーの普及が太陽光に偏っている状況から、買取価格の引き下げ、及び出力制御ルールの制定等、運用見直しの動きが進んでおります。投資減税につきましては、節税効果の大きな即時償却が注目されてきましたが、「グリーン投資減税（注1）」による即時償却の適用は本年3月末で終わり、環境関連設備に限定されない「生産性向上設備投資促進税制（注2）」においても、即時償却可能な期間が平成28年3月末までとなっております。このような太陽光発電業界を取り巻く状況変化に伴い、売電事業者・投資家に将来に向けた不安が生じており、こうした外部環境の動向を十分に見極めた上での事業展開が求められております。

また、電力会社の系統連系（発電施設を電力会社に接続すること）回答の中断により当該事業が一時停滞しました。電力会社より回答再開の発表があったものの、現在電力会社の系統連系の回答を待っている状態です。このような転換期において、当社では、税込売電価格36円/kWhでの売電の権利が確定しているものの、いまだ電力会社からの回答期日が明確でない中、当社グループの当該事業への取り組みは受動的とならざるをえない状況にあります。このような状況の中、当社グループは、新規案件の調査・検討を実施し、新規案件の取得・建設・販売を行うことにより、事業を停滞させることなく推進しております。

(注) 1. 最新の技術を駆使した高効率な省エネ・低炭素設備や、再生可能エネルギー設備への投

資（グリーン投資）を重点的に支援する制度。太陽光発電設備及び風力発電設備については、平成27年3月31日までの期間内に取得等して、その日から1年以内に事業の用に供した場合、事業の用に供した日を含む事業年度において即時償却が可能。

2. 質の高い設備投資の促進によって事業者の生産性向上を図り、経済の発展を図るため、「先端設備」や「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」の導入に適用する税制措置。平成28年3月31日までの期間には即時償却又は最大5%の税額控除の適用が可能。

## (2) 資金調達目的

当社グループは、上記のような太陽光エネルギー業界の状況を受け、1つの事業に注力するリスクを十二分に検討した結果、太陽光事業に注力するだけでなく、新たな成長エンジンの構築等、事業の成長戦略の見直しを行うことが急務であると考え、経営基盤の安定化には事業の多角化が必須であるとの結論に達しました。当社グループは新規事業を構築するため、本日付で開示いたしております「栄光債権回収株式会社および有限会社 Rondobell コーポレーションの株式取得（子会社化）の基本合意書締結に関するお知らせ」のとおり、オートモービル関連事業会社である債権回収会社である栄光債権回収株式会社（以下、「栄光債権回収」といいます。）および有限会社 Rondobell コーポレーション（以下、「Rondobell」といいます。）の株式を取得し、子会社化するための基本合意書を締結することを本日開催の当社取締役会にて決議いたしました。

### ① Rondobell の当社子会社化

現在、ハイブリッド車が世界規模で普及しており、従来の車と比べハイブリッド車のエンジンにかかる負荷が増大していることから、エンジンオイルに対する評価が見直されている中、エンジンオイルメーカーとして、国内大手カー用品販売店との商流を既に構築している Rondobell を当社の子会社とし、当社資金を背景とすることで、国内における販売規模の拡大とともに、海外展開についても、当社グループがこれまでの不動産や太陽光事業で培った韓国・中国企業等とのネットワークや経験を活用し、海外展開の促進や販売規模の拡大を促進していきたいと考えております。

また、Rondobell において資金、人材力不足のため、国内ネットワークがあるものの取り組みなかった、エンジンオイル以外のオートモービル関連商品の販売事業につきましても、当社子会社化によって構築してまいります。

### ② 栄光債権回収の当社子会社化

サービサー（債権回収会社）は、バブル経済の崩壊以降、不良債権の効率的な処理が求められたことから、弁護士法の特例として法整備され、特定金融債権の管理や回収を行うことができる会社です。現在でも、債権の流動化や事業・企業再生に寄与しており、日本経済の金融システムの一環としての地位を確立しております。

「債権管理回収業に関する特別措置法（サービサー法）」は、サービサー（債権回収会社）が取り扱える金銭債権を限定列挙しているため、債権仕入の競争による購入価格が高止まりしていますが、回収見込みに見合った債権の買取価格を設定しています。一方で、中小企業などの経営状況が上向き、中小企業の返済余力が増してきていることなど、回収面に明るい傾向が見られている中、栄光債権回収を当社の子会社とし、当社資金を背景とすることで、回転率の進捗に連動した新規の買取債権の取得に弾力的な体制を構築し、取引金融機関数を増やすことなどにより将来の仕入れ増加にも備えたいと考えております。

今後の展望として、サービサー法の改正が自民党の政権公約どおりに実施されることによってサービサーが取り扱える金銭債権の種類が増え業務範囲が拡大すれば、サービサー市場の拡大につながる可能性を見込んでいます。当社では、既存の不動産・投資事業や投資案件としての太陽光事業での取り組みの経験を活かしながら、不動産担保付債権や延滞ローンの回収など、担保不動産の価値を最適化し、状況によっては担保不動産を取得再生し、市場ニーズをもとにバリューアップし販売する手法も検討しています。

本件資金調達には、これら2社の株式取得資金、および子会社後の運転資金等に充当することにより、当社グループ全体の事業成長の加速と財務体質の改善を実現し、最終的には当社の企業価値増大に寄与するものと判断いたしました。

なお、本新株予約権の発行・行使により取得する当社普通株式を割当予定先がすべて同時に保有した場合、当該割当予定先が「会社法第244条の2第1項」に規定する特定引受人となります。特定引受人が生じる可能性のある本新株予約権の発行について、当社常勤監査役の川端英文氏からは、資金調達の選択とその発行条件を慎重に検討した結果、本資金調達の必要性及び相当性が認められる、との意見書を下記の通り、入手しております。

#### ①本第三者割当の必要性

資金調達の必要性について、当社は継続的な営業利益、営業キャッシュフローのマイナスを計上しており、当該状況を改善・解消し、金融機関からの支援を受けられる企業体質へ改善することが当社の大きな課題となっている。このような状況の中、黒字化へのステップとして、太陽光発電事業に注力し、売上規模の拡大、赤字の縮小を図るとともに、企業としての信用度の向上、事業活動に関わる幅広い企業との関係構築を図っているが、黒字化の実現に向けて、事業成長をさらに推し進めるための取り組みが必要であることに加えて、太陽光発電業界の潮目の変化を受けて、事業の成長戦略の見直しを行うことが急務となっていることから、企業2社を子会社化し、事業の再構築を図ることは合理性があると認められる。

また、企業2社の子会社化により、売上規模の拡大、営業利益、営業キャッシュフローのマイナスの縮小、上記事業活動の成果の表面化による事業活動に関わる幅広い企業との関係構築、金融機関からの信頼回復等が期待できる。しかしながらその一方で、当社が安定した収益を確保するまでは子会社化に係る買収資金や運転資金を別途調達する必要があり、また、そのための資金調達は当社の財務体質を悪化させるものであってはならず、その点本第三者割当は、当社の財務体質改善に資するものであり、より迅速かつ確実な資金調達のために第三者割当を採用して資金調達を行うことは当社の経営基盤強化にとって必要な判断であるということが認められる。

以上のとおり、本第三者割当は、資金使途に対する非常に有効な資金調達の機会であると考えられ、ひいては当社の企業価値及び株主価値の向上につながるものと合理的に見込めるものであり、当社にとって本第三者割当は必要なものであると認められる。

したがって、当社には、本第三者割当により必要な資金調達を行う具体的な必要性が認められ、これを覆すに足る特段の事情は認められない。

#### ②本第三者割当ての相当性

##### (ア) 本第三者割当の適法性

本第三者割当の発行価額は、独立した第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（以下「東京フィナンシャル・アドバイザーズ」という。）に依頼した算定評価に基づき、1個当たり73.8円とされており、これは東京フィナンシャル・アドバイザーズによる公正評価額73.8円と同額であることから、特に有利な金額ではなく、「有利発行」には該当しないと考えられる。また、本第三者割当の発行の違法性に疑義を生じさせる事情は見当たらない。

##### (イ) 本第三者割当を選択することの相当性

当社の運転資金を調達する方法としては、本第三者割当以外に、借入、社債発行等の方法が考えられる。このうち、借入、社債発行等のデット・ファイナンスについては、当社の財務状況からこれ以上の財務体質を悪化させるものではあつてはならず、慎重な判断が求められる。この点に関しては、平成27年3月期においても継続して経常損失を計上していること、および、資金調達の目的が当社の実績がない異業種における企業の子会社化、お

よびその事業運営等に向けた資金であることから、銀行借入や社債の発行は容易ではないことが認められる。したがって、デット・ファイナンスの選択肢は現実的ではないといえる。次に、公募による新株発行の方法が考えられる。しかし、近年当社普通株式の売買高の少なさから考えると、この方法で円滑かつ確実な資金調達を行うことは困難な状況であるといえる。次に、第三者割当増資等による普通株式の発行は、株式価値の希薄化を一時に引き起こし、既存株主の利益を大きく損なう恐れがあることから選択肢として適切ではないということにこれを覆すに足る特段の事業は見当たらない。このように、他の資金調達方法との比較においては、本第三者割当がもっとも有効かつ確実な資金調達が可能とするものであり、本第三者割当が他の資金調達方法との比較において非代替性及び相当性が認められる。

### (3) 第三者割当による新株予約権発行を選択した理由

#### ①資金調達の確実性

本件資金調達は、今後の当社グループの事業再構築と企業価値の向上に向けて不可欠と考えており、直接調達の手法のうち、第三者割当による資金調達は、公募増資または株主割当での発行と比較して、すみやかかつ確実な資金調達方法であると考えられることによるものです。

そのため、第三者割当において新株発行による増資と新株予約権の発行のどちらが適切であるか検討したところ、第三者割当増資等による普通株式の発行について、株式価値の希薄化を一時に引き起こし、既存株主の利益を大きく損なう恐れが考えられ、また、第三者割当増資による普通株式の発行を検討いたしましたが、適切な割当先を見つけることができなかつたため今回の資金調達方法としては適切ではないと判断いたしました。次に、第三者割当による新株予約権の発行については、公募増資または株主割当、普通株式の発行による第三者割当増資に比べて下記のメリットがあり適切であるとの判断をいたしました。

- i. 本新株予約権は行使価額が固定されているため、資金調達額は、発行後の当社株式の変動により増減しないことや本新株予約権の目的である最大交付株式数が限定されていること
- ii. 本新株予約権は、割当日以降、当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して行使価額の200%を上回った場合、取得日の20取引日前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行い、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより本新株予約権の全部又は一部を取得することができるため、将来的により有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができること

なお、新株予約権による資金調達は発行時に必要な資金を調達できず、株価の動向によっては当初想定していた資金調達ができないリスクもありますが、割当予定先からは当社の株価が行使価額を上回っていることが必要となりますが、資金需要に応じて行使する旨の意向の表明を口頭で受けております。

また、割当予定先は出資者に対する運用責任を遂行する立場から、当社の株価推移から適宜判断のうえ、市場動向を勘案しながら売却を行う方針であるため、当社の株価に与える影響を最小限に抑えることで既存株主の利益に配慮しながら、当社の資金ニーズを満たしうる、現時点における最良の資金調達方法であるとも判断しております。

これらを踏まえて、本資金調達の規模及び資金使途を鑑み、割当予定先との交渉を重ねた結果、第三者割当による新株予約権の発行を選択することといたしました。

#### ②その他の資金調達方法の検討について

金融機関等からの借入につきましては、当社が直近の平成27年3月期におきまして、依然と

して経常損失を計上していること、及び資金調達のための目的が異業種における企業の子会社化、及びその事業運営等に向けた資金であり、当社グループにおける実績がないこと等の理由から、金融機関の当社に対する与信判断は厳しい状況にあり、現時点で金融機関からの借入等による資金調達は困難な状況にあります。従いまして、まずはエクイティファイナンスを通じた資金調達を行い、事業活動の成果を表面化させることによって、金融機関からの積極的な支援を受けられる企業体質を構築していきたいと考えております。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	2,372,805,300円
(内訳)	
第23回新株予約権の発行	41,955,300円
第23回新株予約権の行使	2,330,850,000円
② 発行諸費用の概算額	104,539,000円
③ 差引手取概算額	2,268,266,300円

#### (注)

1. 本新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、本新株予約権の行使により支払われる払込金額の総額は、本新株予約権の行使状況による影響を受けます。そのため、上記の差引手取概算額は将来的に変更される可能性があり、下記「(2) 調達する資金の具体的な使途」記載の調達資金の充当内容については、実際に調達する差引手取額に応じて、各事業への充当金額を適宜変更する可能性があります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、新株予約権等算定評価報酬費用2,000,000円、フィナンシャル・アドバイザー（FA）費用93,234,000円（新株予約権の行使時に行使額の4%を支払う契約、全量行使の場合）、その他の事務費用9,305,000円（有価証券届出書作成、登録免許税、変更登記費用等）の合計です。なお、FAはEVOLUTIN総研株式会社（東京都千代田区麹町三丁目3番地4 KDX麹町ビル2F、代表取締役 ショーン・ローソン）に依頼いたしました。

#### (2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① ロンドベルの子会社化に要する株式取得資金、デューデリジェンス費用等	455	平成27年8月～9月頃
② ロンドベル子会社化後の運転資金	100	平成27年8月～平成29年7月
③ 栄光債権回収の子会社化に要する株式取得資金、デューデリジェンス費用等	605	平成27年8月～9月頃
④ 栄光債権回収子会社化後の運転資金（債権の仕入れ資金等）	1,108	平成27年8月～平成29年7月
合計	2,268	

#### (注)

1. 上記の資金使途に充当するまでの期間は、当該資金は銀行預金等で保管する予定です。
2. 手取金の具体的な使途

##### ① ロンドベルの子会社化に要する株式取得資金、デューデリジェンス費用等

オートモービル関連事業に業容を拡大するため、本件第三者割当の調達資金により、平成27年8～9月頃に当該エンジンオイルメーカーの株式を取得し、子会社化する予定です。但し、本新株予約権の行使状況、株式取得手続きの状況等によって、時期が前後する場合

があります。

株式取得資金の金額につきましては、第三者算定機関による評価、相手先との交渉状況を勘案し、現在見込んでいる金額です。株式取得金額について、ロンドベルは債務超過であるものの、エンジンオイルのブランド力と国内外の商流や、社長の経験、実績に基づく関連事業の構想を踏まえたものであり、売上および収益の改善はもとより、当社グループの国内外における商流の確立、販売実績の積み重ねによる企業価値の向上に大きく寄与すると考えております。

#### ②ロンドベル子会社化後の運転資金

子会社化後の当該エンジンオイルメーカーの事業活動の運転資金として、海外販売の拡大等の事業拡大に向けた組織構築も見据え、確保するものです。

#### ③栄光債権回収子会社化に要する株式取得、デューデリジェンス費用等

サービサー（債権回収会社）は、バブル経済の崩壊以降、不良債権の効率的な処理が求められたことから、弁護士法の特例として法整備され、特定金融債権の管理や回収を行うことができる会社です。現在でも、債権の流動化や事業・企業再生に寄与しており、日本経済の金融システムの一環としての地位を確立しております。

このような債権回収業界に業容を拡大するため、本件第三者割当の調達資金により、平成27年8～9月頃に当該債権回収会社の株式を取得し、子会社化する予定です。但し、本新株予約権の行使状況、株式取得手続きの状況等によって、時期が前後する場合があります。

株式取得資金の金額につきましては、第三者算定機関による評価、相手先との交渉状況を勘案し、現在見込んでいる金額です。株式取得金額について、栄光債権回収は債務超過であるものの、サービサーという特例専門業者として15年の経験と、従業員による債権仕入れ先の確保状況、組織構造改革を経た堅実な利益捻出体質を踏まえたものであり、債権を仕入れて回収するというシンプルな業態特性により、当社の経営基盤としての売上および収益の改善や、債権仕入れ先としての銀行等間接金融機関との取り引きによる企業価値の向上に大きく寄与すると考えております。

#### ④栄光債権回収子会社化後の運転資金（債権の仕入れ資金等）

子会社化後の当該債権回収会社の新規の買取債権の仕入れ資金等に充当します。

#### （取得価格の算定根拠）

本件株式取得の算定については、当社が、その公平性・妥当性を確保するために独立した第三者算定機関であるエースターコンサルティング株式会社（東京都渋谷区恵比寿4丁目3番1号、代表取締役 山本 剛史、以下 エースターコンサルティングといたします。）にロンドベル及び栄光債権回収の株式価値意の算定を依頼いたしました。

ロンドベルの株式価値の算定について、上記第三者算定機関であるエースターコンサルティングは、ロンドベルの価値の源泉がロンドベルの事業が生み出すキャッシュフローにあると考えられるためDCF法による算定を採用しておりますが、当社としてもDCF法は継続企業を前提とした将来の収益力や成長を反映した将来価値に対して総合的に判断できると考えられることから合理的であると判断しております。結果、DCF法によって算出されたロンドベルの株式価値は、209百万円～481百万円（1株当たり換算価値 3,483,333円～8,016,666円）の算定結果となっております。この株式価値の下限の数値については、ロンドベルの事業計画から平成29年9月期以降は、中国進出によって得られる収益効果（約500百万円～約350百万円）を除いて算定したものであり、株式価値の上限の数値については、平成29年9月期より中国進出によって得られる収益効果が含まれて算定されたものであります。

算定の前提とした事業計画は、当社がロンドベルの経営陣に対して事業構想をヒアリングし、その事業構想と実現性を評価したため、ロンドベルが持つエンジンオイルのブランド力と国内外の商流と当社グループの不動産や太陽光事業で培った韓国・中国企業等とのネットワークと経験を活用した場合を想定し両社にて新規に作成した事業計画であるため、当該事業計画は、当社グループの子会社化を前提としております。

また、製造販売という業種のため製造資金の調達によって商流・事業の拡大実現期間が変動するため、合理的な範囲で事業計画の見直しを実施しておりますが、正式契約時まで継続して蓋然性について確認していく所存です。

エースターコンサルティングがDCF法の算定の基礎としたロンドベルの事業計画は以下の通りです。

ロンドベル事業計画A（中国進出の収益効果を反映した計画数値 株式価値の上限）（千円）

項目	平成27年 9月期	平成28年 9月期	平成29年 9月期	平成30年 9月期	平成31年 9月期	平成32年 9月期
営業利益	4,246	9,439	27,738	55,637	79,237	102,838
税引後営業利益	2,733	6,075	17,852	35,808	50,997	66,186
減価償却費	1,173	1,173	1,173	1,173	1,173	1,173
フリー・キャッシュフロー	3,906	7,248	19,025	36,981	52,171	67,360

ロンドベル事業計画B（中国進出の収益効果を除外した計画数値 株式価値の下限）（千円）

項目	平成27年 9月期	平成28年 9月期	平成29年 9月期	平成30年 9月期	平成31年 9月期	平成32年 9月期
営業利益	4,246	9,439	18,957	29,294	35,333	41,371
税引後営業利益	2,733	6,075	12,201	18,854	22,740	26,626
減価償却費	1,173	1,173	1,173	1,173	1,173	1,173
フリー・キャッシュフロー	3,906	7,248	13,374	20,027	23,913	27,800

事業計画の営業利益については、本日別途開示しております「有限会社ロンドベルコーポレーション及び栄光債権回収株式会社の株式取得（子会社化）の基本合意書締結に関するお知らせ」の3. 取得する子会社の概要①有限会社ロンドベルコーポレーション(9) 当該会社の最近3年間の経営成績および財政状態と比較して増加しておりますが、ロンドベルが持つエンジンオイルのブランド力と国内外の商流と当社グループの不動産や太陽光事業で培った韓国・中国企業等とのネットワークと経験を活用していくことで、海外展開の促進や販売規模の拡大が促進されることで事業計画は達成できると判断しております。

また、栄光債権回収の株式価値の算定についても、ロンドベルと同様に第三者算定機関であるエースターコンサルティングは、栄光債権回収の価値の源泉は、事業が生み出すキャッシュフローにあると考えられるためDCF法による算定を採用しており、当社としてもDCF法は継続企業を前提とした将来の収益力や成長を反映した将来価値に対して総合的に判断できると考えられることから合理的であると判断しております。結果、DCF法によって算出された栄光債権回収の株式価値は、648百万円（1株当たり換算価値は32千円）の算定結果となっております。

エースターコンサルティングがDCF法の算定の基礎とした栄光債権回収の事業計画は以下の通りです。なお、算定の前提とした下記事業計画は、当社が栄光債権回収の経営陣に対して事業構想をヒアリングし、その事業構想と実現性を評価したため、当社の資金を背景と



することで、回転率の進捗に連動した新規の買取債権の取得に弾力的な体制を構築し、取引金融機関数を増やすことなどにより将来の仕入れ増加をみこんだ場合を想定し、両社にて新規に作成した事業計画であるため、当社グループの子会社化を前提としております。なお、DCF法の算定の基礎とした当該事業計画には、本第三者割当によって資金調達する額（11億円）の投入は含めておりません。

また、サービサー市場などの外部環境に変化が起きていないか等、合理的な範囲で事業計画の見直しを実施しておりますが、正式契約時まで継続して蓋然性について確認していく所存です。

#### 栄光債権回収事業計画

(千円)

項目	平成28年 3月期	平成29年 3月期	平成30年 3月期	平成31年 3月期	平成32年 3月期
営業利益	△10,056	30,448	77,978	78,758	79,545
税引後営業利益	△10,056	28,479	72,934	73,664	74,400
金銭債権原価	66,295	89,670	136,070	136,070	136,070
金銭債権購入	24,650	38,300	58,300	58,300	58,300
フリー・キャッシュフロー	31,589	79,849	150,704	151,434	152,170

項目	平成33年 3月期	平成34年 3月期	平成35年 3月期	平成36年 3月期
営業利益	80,341	81,144	81,956	82,775
税引後営業利益	75,144	75,896	76,655	77,421
金銭債権原価	136,070	136,070	136,070	136,070
金銭債権購入	58,300	58,301	58,302	58,303
フリー・キャッシュフロー	152,914	153,665	154,423	155,188

事業計画の営業利益について、本日別途開示しております「有限会社 Rondobell コーポレーション及び栄光債権回収株式会社の株式取得（子会社化）の基本合意書締結に関するお知らせ」の3. 取得する子会社の概要②栄光債権回収株式会社(9) 当該会社の最近3年間の経営成績および財政状態と比較して増加しておりますが、これは栄光債権回収を当社の子会社とし、当社資金を背景とすることで、回転率の進捗に連動した新規の買取債権の取得に弾力的な体制を構築し、取引金融機関数を増やすことなどにより将来の仕入れ増加をみこんでいるためです。また、中小企業などの経営状況が上向き、中小企業の返済余力が増してきていることなど、回収面に明るい傾向が見られており、当社グループの子会社になることによって、既存の不動産・投資事業や投資案件としての太陽光事業での取り組みの経験を活かしながら、不動産担保付債権や延滞ローンの回収など、担保不動産の価値を最適化していくことで事業計画が達成できるものと判断しております。また、状況によっては担保不動産を取得再生し、市場ニーズをもとにバリューアップし販売する手法も交えることで事業計画の達成の確度を高めていくことが可能であると考えております。

株価低迷等によって権利行使が進まない場合は、事業計画の見直しによる運転資金等の縮小や支出時期の見直し等によって対応する予定です。

優先順位としましては、子会社化後に多額の債権仕入れ資金を必要とする栄光債権回収に比べ、Rondobellは、必要資金が少額であることに加え、国内での商流が既に確立されていることから、事業リスクが小さいと判断されるため、Rondobellに関連する①および②の資

金に優先して充当いたします。

#### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は継続的な営業利益、営業キャッシュフローのマイナスを計上しており、当該状況を改善・解消し、金融機関からの支援を受けられる企業体質へ改善することが当社の大きな課題となっております。こうした中、当社グループでは、これまでにお知らせしておりますとおり、黒字化へのステップとして、太陽光発電事業に注力し、売上規模の拡大、赤字の縮小を図るとともに、企業としての信用度の向上、事業活動に関わる幅広い企業との関係構築を図っております。

しかしながら、黒字化の実現に向けて、事業成長をさらに推し進めるための取り組みが必要であることに加えて、太陽光発電業界の潮目の変化を受けて、事業の成長戦略の見直しを行うことが急務となってきたために、異業種における企業2社を子会社化し、業態の拡大・事業の再構築を行うことにより、外部環境の変化に対する柔軟性の向上、安定化を図るものであります。

これにより、黒字化に向けた更なるステップとして、売上規模の拡大、営業利益、営業キャッシュフローのマイナスの縮小、上記事業活動の成果の表面化による事業活動に関わる幅広い企業との関係構築、金融機関からの信頼回復等を実現することが可能となり、最終的には当社の企業価値の向上に寄与するものと考えられるため、本件資金調達が合理的であると判断いたしました。

#### 5. 発行条件等の合理性

##### (1) 払込金額の算定根拠とその具体的内容

本新株予約権の発行価額については、公正を期するため、独立した第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ（東京都千代田区永田町一丁目11番28号、代表取締役 能勢 元）に公正価値の算定を依頼した上で決定しております。

当該算定機関は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間での締結が予定される本契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とした第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社による評価書による算定結果（本新株予約権1個につき73.8円）を参考に、本新株予約権の1個当たりの払込金額を73.8円といたしました。

今回の評価においては、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを採用し、基準となる当社株価45円（平成27年5月25日の終値）、権利行使価格41円、ボラティリティ40.51%（平成25年4月～平成27年4月の月次株価を利用し年率換算して算出）、権利行使期間2年、リスクフリーレート-0.006%（評価基準における2年物国債レート）、配当率0%、当社に付された取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し本新株予約権1個につき73.8円との算定結果を得ております。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる各条件について記載致します。

i. 割当先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の結果、行使期間最終日（平成29年6月28日）に時価が行使価格以上である場合には残存する本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。行使期間中においては、各時点において、社債権者は各時点の価値と転換価値を比較することで転換行動を決定するものとし、具体的には、社債権者は、時価と転換価格とを勘案し、①転換も繰上償還もされない場合、②繰上償還を行う場合、③転換した場合、において、①から③のうち、経済合理性が最も高い行動をすることを仮定しております。

ii. 取得条項があることは、割当先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意による新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。よって、取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因の一つとなります。取得条項が発動された場合、割当先がすべての本新株予約権を行使するものとしております。当社は、取得条項がない場合についても、取得条項がある場合と比べ本新株予約権の価値が高く評価されることを確認しております。

iii. 株価の希薄化については、時価よりも低い行使価額で新株を発行することによる、1株当たり企業価値の希薄化の影響を下記の算定式により考慮しております。

行使後の株価＝(行使時株価×発行済株式総数+行使価格×行使による発行株式数) / (発行済株式総数+行使による発行株式数)

なお任意取得条項の発動時の株価水準である82円の時に全量行使されたと仮定した場合、希薄化により株価が52.5円に低下するとの前提としております。

行使後の株価＝(70.3円×37,062,356株+41円×56,850,000株) / (37,062,356株+56,850,000株)

iv. 株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日あたり24,150株(最近2年間の日次売買高の中央値である241,500株の10%)ずつ売却できる前提を置いております。日次売買高の10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の100%ルール(自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の100%を上限とする規制)を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である100%のうち平均してその10%~20%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。

v. その上で、当社は本新株予約権の公正価値(1個当たり73.8円)と本新株予約権の払込金額(1個当たり73.8円)を比較し、本新株予約権の払込金額が本新株予約権の公正価値を大きく下回る水準ではなく、本新株予約権の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の直前営業日である平成27年5月25日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の45円を参考にしておりますが、割当予定先との協議の結果、当該取締役会決議日の直前営業日である平成27年5月25日から1ヶ月間の平均株価である45円(小数点未満切り捨て、以下同じ)から9.1%ディスカウントした金額である41円といたしました。

行使価額を1ヶ月平均とした経緯としましては、当社と割当予定先との行使価額に関する交渉を開始した時期である平成27年3月下旬から平成27年4月上旬の株価推移41円~43円を参考に40円(ディスカウントは2.43%~6.9%)前後での行使価額の交渉を行ってりましたが、市場環境等による経済情勢の変化から平成27年5月7日以降の当社普通株式の市場価格が、特段の要素がないにも関わらず上昇傾向になっているため、割当予定先に対して時価を考慮した上での行使価額を交渉しましたが、割当予定先が難色を示したことから直近の当社株式の上昇を平坦化できる一定期間(1ヶ月平均45円、3ヶ月平均44円、6ヶ月平均45円)の平均株価を参考に割当予定先と協議した結果、1ヶ月平均が最も当社の実態を反映しているとの判断に至りました。

また、ディスカウント率を9.1%とした経緯としましては、割当予定先と協議を続けた結果、既存株主への株式希薄化、行使価額の影響度を慎重に検討しつつも、行使価額について割当予定先のディスカウントに対する要望を受け入れた結果によるものとなります。

なお、当該直前営業日までの1か月間の終値平均45円に対する乖離率は△9.1%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均44円に対する乖離率は△9.3%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均45円に対する乖離率は△9.1%となっております。

当社といたしましては、現在の当社の状況を鑑みて、当社への投資の引受先は限られており、他に現実的なより良い資金調達はないことを考慮したうえで判断したものであり、当社の業績動向、当社の株価動向、及び割当予定先の保有方針等を考慮した上で決定いたしました。

なお、当社監査役全員から、当社が本株予約権の公正価値評価を外部の当社と現在取引関係のない独立した専門会社である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社に委託して取得した算定評価に基づき、本新株予約権の発行価額が算定された本新株予約権の公正価値評価額(73.8円)を

[上回る額/同額]として決定されていることから、割当予定先に特に有利な金額ではないと考えられ、有利発行には該当せず適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社の株式数は56,850,000株（議決権の数は568,500個）であり、発行決議日現在の当社の発行済株式総数37,062,356株（平成27年3月31日時点の議決権の総数は368,685個）に対して153.39%（議決権154.19%）の割合で希薄化が生じることとなります。したがって、希薄化率が25%以上となることを見込まれることから、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に基づき、独立した第三者からの意見の入手または株主の意思確認のいずれかの手続きを要することとなりますが、当社は本第三者割当増資の妥当性について、株主の意思確認を実施することとし、平成27年6月26日開催予定の定時株主総会に付議することとしております。

また、本新株予約権が行使された場合の最大交付株式数56,850,000株に対し、当社株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は234,561株と1日当たり平均出来高は最大交付株式数の0.41%程度であります。本新株予約権の行使により発行される株式につき、割当予定先は長期保有の方針ではなく、株価の状況や市場での株式取引状況を鑑みながら市場にて売却していく方針であります。

また、本新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数56,850,000株を行使期間である2年間（245日/年営業日で計算）で行使売却するとした場合の1日当たりの数量は116,020株となり、上記1日当たりの出来高の49.46%となるため、当社への株価に与える影響によって既存株主様の利益を損なう可能性があります。

しかしながら、資金調達必要性について、当社は継続的な営業利益、営業キャッシュフローのマイナスを計上しており、当該状況を改善・解消し、金融機関からの支援を受けられる企業体質へ改善することが当社の大きな課題となっていることから、当社の黒字化へのステップとして、太陽光発電事業に注力し、売上規模の拡大、赤字の縮小を図るとともに、企業としての信用度の向上、事業活動に関わる幅広い企業との関係構築を図り黒字化の実現に向けて、事業成長をさらに推し進めるための取り組みが必要であることに加えて、太陽光発電業界の潮目の変化を受けて、事業の成長戦略の見直しを行うことが急務となっていることから、本資金調達の資金使途である企業2社を子会社化し、事業の再構築を図ることは当社の今後の事業拡大や企業価値の向上に寄与するものであり、最終的には既存株主様への利益につながるものと考えております。

したがって、当社といたしましては、本新株予約権に係る株式の発行数量及び希薄化の規模は、その資金が来期以降の当社の業績、企業価値、株主価値の向上に大いに寄与すると考えられることから、本第三者割当増資の規模及び希薄化の程度は合理的な水準であると判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

①名称	EVO FUND (エボ ファンド)
②所在地	c/o GlobeOp Financial Services (Cayman) Limited 45 Market Street, Suite 3205, 2nd Floor Gardenia Court Camana Bay, Grand Cayman KY1-9003 Cayman Islands
③設立根拠等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社
④組成目的	投資目的
⑤組成日	2006年(平成18年)12月
⑥出資の総額	払込資本金：1米ドル 純資産：約93.5百万米ドル
⑦出資者・出資比率・出資者の概要	払込資本金：EVO Feeder Fund 100% 純資産：自己資本 100%
⑧代表者の役職・氏名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チザム

⑨国内代理人の概要	該当事項はありません。	
⑩当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と当該ファンド代表者との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

- (注) 1. 割当予定先の概要については、平成 27 年 3 月 20 日現在の内容であります。
2. 当社は、割当予定先と直接、面談・ヒアリングを実施し、反社会的勢力でない旨を直接確認し、同ファンドの出資者及び役員が反社会勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。また、当社は公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（以下、「特防連」といいます。）に加盟しており、反社会的勢力の調査について相談し情報の提供を受けております。本件第三者割当にあたり、割当予定先、その出資者及び役員について、各種ホームページ、掲示板、情報サイトにてチェックするとともに特防連からの情報提供を受けました結果、これら調査対象が反社会的勢力との関わりを疑わせるものは検出されませんでした。以上から総合的に判断し、割当予定先、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、当社の事業モデル、経営方針、資金需要等に理解の深い支援先を割当対象とする第三者割当による新株、新株予約権付社債、新株予約権等の発行など、あらゆる資金調達手段を検討してまいりました。

新株の引き受けについては、平成27年4月に、当社が以前から交流のあった、EVO FUNDのあっせんを行っているEVOLUTION総研株式会社（東京都千代田区麹町三丁目3番地4 KDX麹町ビル2F、代表取締役 ショーン・ローソン）の取締役に相談し、提案を受けた本資金調達方法が、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ、比較的短期間で確実に資金調達を達成したいという当社のフィナンスティーズに最も合致していると判断しました。

当社は、割当予定先であるEVO FUNDの代表取締役マイケル・ラーチ氏に対して、当社の事業戦略、財務内容及び資金需要等の説明を行い、当社の現状を理解していただいたうえで投資のご判断をいただきました。

割当予定先であるEVO FUNDは、当社平成20年2月27日発行、第三者割当による第7回乃至第18回新株予約権を、割当先であるTop Gear Investment Limitedから譲渡を受け、平成20年12月から平成21年7月の間、10回にわたり計2億6千万円の行使実績があります。

また、EVO FUNDは、ジェネラルパートナーであるEVO Investment Advisors Ltd. とEvo Capital Management Asia Ltd. から案件の紹介や投資に係る情報提供を受け運用されるファンドであり、EVO Feeder Fund以外の出資者はおらず、運用資金は取引先であるプライムブローカーからの短期的な借入を除き、全額自己資金であります。同ファンドはアジア株を中心に運用を行うファンドであります。日本株への投資実績といたしましては、平成20年12月に当社第14回新株予約権の行使のほか、直近では、平成27年4月にアンジェスMG株式会社（東証マザーズ4563）の普通株式への投資や、平成26年12月に株式会社アルデプロ（東証二部8925）への新株予約権付社債及び新株予約権への投資、その他、運用目的で多数の日本株への投資を行っております。なお、EVO Feeder Fundは資本金1米ドルの投資ファンドで株主は2名の英国人であります。

EVO FUNDとEVOLUTION総研株式会社の間には、資本関係及び人的関係はありませんが、EVOLUTION総研株式会社は、EVO FUNDに投資先を紹介する事業を営んでおります。

EVO FUNDは、当社の経営状態及び財政状況等も含め当社の事業構想を評価しており、当社の今

後の事業計画及び将来性に評価を頂いた点や、同ファンドがこれまで当社及び他の上場企業に対して行っている投資経験の実績における信頼性から、当社の事業成長のビジョンと価値観を共有できる相手先であると判断し、今回の本新株予約権の割当予定先として選定いたしました。

当社といたしましては、業績の早期安定のためには今回の資金調達による資金需要があるため、割当予定先のご理解を頂きながら、さらなる業績回復に努めて参ります。

なお、割当予定先であるEVO FUNDからは、当社に対して純投資目的で資金を投下していただけるとの意思表示を頂いております。また、当社が割当予定先を選定した理由は、割当予定先は純投資を目的としていることから、当社の経営に参加し、また当社を子会社化又は系列化する意向がないことが明らかであるためです。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先である EVO FUND は、純投資を目的としております。また、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断のうえ、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、市場動向を勘案しながら売却する方針である旨を、口頭で確認しております。

また、EVO FUND からは当社の株価が行使価額を上回っていることが必要となりますが、資金需要に応じて行使する旨の意向の表明を口頭で受けております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、本第三者割当に係る払込及び新株予約権の行使に要する資金約 2,372 百万円について、割当予定先より割当予定先の取引相手であるプライム・ブローカーが発行した 35 百万ドル(本新株予約権発行決議日現在の為替レートで換算すると約 4,257 百万円)の残高証明書を確認しております。今後、為替レート変動のリスクも存在しますが、為替変動にも耐えうる残高であり、新株予約権の全量行使が可能と当社では考えております。なお、払込資金に関しては自己資金である旨の確約書を受領しております。

(5) 株式貸借に関する契約

割当予定先と当社及び当社役員との間において、本新株予約権及び本新株予約権の行使により取得する当社株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。

7. 大株主及び持株比率

募集前（平成27年3月31日現在）	
①ジャイロ投資事業組合	10.19%
②田谷 廣明	4.14%
③中村 義巳	3.25%
④竹内 健一	2.70%
⑤洪原 利子	2.43%
⑥栄 洋輔	2.23%
⑦梁川 昇権	1.98%
⑧白川 謙治	1.08%
⑧佐戸 康高	1.08%
⑩奥迫 尚子	0.88%

- (注) 1. 割当前の持株比率は、平成27年3月31日現在の株主名簿をもとに作成しています。  
 2. 割当予定先である EVO FUND より、本新株予約権の行使により取得する当社株式を、当社の企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨

及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、また、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを口頭にて確領しております。このため、EVO FUNDが本新株予約権の行使により取得する当社株式の長期保有は見込まれない予定であり、募集後の大株主及び持株比率は記載しておりません。

8. 今後の見通し

今後は、本新株予約権の発行により、当社の自己資本の充実及び収益性の向上による早期の業績回復を行うことが、更なる企業価値及び株主価値の向上に寄与するものと考えております。財務基盤の安定化により、得意先及び金融機関の与信判断にも好材料になり、継続及び安定した取引が見込まれます。さらに、将来の当社の事業基盤及び収益の拡大への貢献が見込まれます。

当該第三者割当による本新株予約権の発行にかかる事業展開が平成 28年 3月期の当社の業績に与える影響につきましては、現在精査中であり、詳細が判明次第公表いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の行使により発行される株式数の最大数（56,850,000株）は、平成27年5月25日現在の発行済株式総数 37,062,356株（平成27年3月31日時点の総議決権数368,685個）に対して合計153.39%（議決権比率154.19%）となることを見込まれます。

したがって、希薄化率が 25%以上となることを見込まれることから、東京証券取引所の有価証券上場規程第 432 条に基づき、独立した第三者からの意見の入手または株主の意思確認のいずれかの手続きを要することとなります。

そこで、当社は、本第三者割当増資の妥当性について、株主の意思確認を実施することとし、平成27年6月26日開催予定の定時株主総会に付議することといたしました。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 過去3年間の業績

決算期	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
売上高（千円）	199,515	195,213	829,249
営業利益（千円）	△330,034	△252,732	△188,896
経常利益（千円）	△329,052	△299,649	△188,234
当期純利益（千円）	33,407	△293,094	△173,467
1株当たり当期純利益（円）	2	△10	△5
1株当たり配当金（円）	—	—	—
1株当たり純資産額（円）	32	33	29

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成27年5月25日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	37,062,356株	100%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	3,706,000株	10.0%
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—

（注）上記潜在株式数は、全てストック・オプションによるものです。

### (3) 最近の株価の状況

#### ①最近3年間の状況

	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
始値	200 円	70 円	75 円
高値	286 円	117 円	75 円
安値	36 円	48 円	36 円
終値	72 円	74 円	42 円

※当社は、平成 24 年 7 月 17 日付で普通株式 100 株につき 1 株の株式併合を行っております。上記株価については、株式併合の実施の前後で株価を連続的にとらえるために、併合後の値に調整したものを表示しております。

#### ②最近 6 か月間の状況

	平成26年 11月	平成26年 12月	平成27年 1月	平成27年 2月	平成27年 3月	平成27年 4月
始値	42 円	45 円	45 円	44 円	46 円	42 円
高値	45 円	52 円	50 円	47 円	51 円	47 円
安値	40 円	43 円	44 円	42 円	41 円	41 円
終値	44 円	45 円	44 円	45 円	42 円	44 円

#### ③発行決議日前営業日株価

	平成27年 5 月 25 日
始値	46 円
高値	46 円
安値	45 円
終値	45 円

### (4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

#### ・第 20 回新株予約権（ライツ・オファリング<ノンコミットメント型>）

本新株予約権の権利行使期間	平成25年 5 月 7 日から平成25年 5 月 30 日
調達資金の額	601, 996, 365 円
発行価額	1 個（1 株）につき 45 円
募集時における発行済株式数	16, 384, 659 株
当該募集による発行株式数	13, 377, 697 株
募集後における発行済株式総数	29, 762, 356 株
発行時における当初の資金用途	大型太陽光発電施設建設等
発行時における支出予定時期	平成25年 6 月頃～平成26年 2 月頃
現時点における充当状況	下記に充当しております。（④以外は支出済） ①建設用地37箇所（279区画想定）の建設用地仕入れ・権利取得費用の一部 ②滋賀県甲賀プロジェクト（5区画）の建設費用 ③鹿児島県肝属・東遠見塚プロジェクト（5区画）の建設費用 ④新規案件（検討中）の取得費用（未充当金額：約250百万円）

#### ・第三者割当による新株式の発行

払込期日	平成 26 年 3 月 25 日
調達資金の額	401, 500, 000 円



発行価額	1株につき55円
募集時における発行済株式数	29,762,356株
当該募集による発行株式数	7,300,000株
募集後における発行済株式数	37,062,356株
割当先	ジャイロ投資事業組合
発行時における当初の資金使途	太陽光発電施設の分譲販売事業
発行時における支出予定時期	平成26年3月～平成26年12月
現時点における充当状況	当初の資金使途に従い、全額充当（支払）済です。

(別紙)

クレアホールディングス株式会社  
第 23 回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 クレアホールディングス株式会社第 23 回新株予約権 (以下、「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 41,955,300 円
3. 申込期日 平成 27 年 6 月 29 日
4. 割当日及び払込期日 平成 27 年 6 月 29 日
5. 募集の方法及び割当先 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO FUND に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は 56,850,000 株とする (本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数 (以下、「割当株式数」という。) は 100 株とする。)。但し、本項第 (2) 号及び第 (3) 号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額 (第 9 項第 (2) 号に定義する。) の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 10 項第 (2) 号及び第 (5) 号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
  - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 568,500 個
  8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権 1 個につき金 73.8 円
  9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
    - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
    - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1 株当たりの出資

される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、金 41 円とする。但し、行使価額は第 10 項の規定に従って調整されるものとする。

#### 10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{rcccl} & & & \text{交付普通} & \times & \text{1株当たり} \\ & & & \text{株式数} & & \text{払込金額} \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \text{既発行普通} & + & \frac{\quad}{\quad} \\ \text{行使価額} & & \text{行使価} & & \text{株式数} & & \text{1株当たりの時価} \\ & & \text{額} & & & & \\ & & & & \text{既発行普通株式数} & + & \text{交付普通株式数} \end{array}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- ①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ②株式分割により当社普通株式を発行する場合  
調整後の行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合  
調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- ④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

- ⑤本号①ないし③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①ないし③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。
- ③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生等により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

平成 27 年 6 月 29 日（本新株予約権の払込み完了以降）から平成 29 年 6 月 28 日までとする。但し、第 13 項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得事由

(1) 当社は、本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 20 取引日連続して本新株予約権の行使価額の 200%を超過した場合に当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の 20 日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個につき本新株予約権 1 個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

(2) 本新株予約権の新株予約権者は、前号の場合であっても、当社による本新株予約権の取得日の前日まで本新株予約権を行使することができる。

14. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第 11 項に定める行使期間中に第 18 項記載の行使請求受付

場所に提出しなければならない。

- (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 19 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が第 18 項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が第 19 項に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。

18. 行使請求受付場所

クレアホールディングス株式会社 本社管理部

19. 払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行 横浜西口支店

20. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

①交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

②新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

④新株予約権を行使することのできる期間

第 11 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、第 11 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

第 16 項に準じて決定する。

⑥新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

第9項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

⑦その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件

第12項及び第13項に準じて決定する。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑨新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

21. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生、及び平成27年6月26日開催予定の当社定時株主役会において承認されることを条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上